

第1章 計画策定の背景～これまでの取組と今後の方向性～

第1章では、計画策定の背景として、東日本大震災の教訓、三重県における大規模地震発生への緊迫性、これまでの地震対策の取組などを整理するとともに、これらをふまえ、三重県の今後の地震・津波対策の取組方向を示すこととする。

1 東日本大震災の教訓

- 想定をはるかに超える津波
- 揺れ、液状化による被害
- 不自由な生活環境
- 被災地外からの支援活動
- 長期にわたる復興への道のり

2 三重県における大規模地震発生への緊迫性

南海トラフ全域を一体とした地震(M8～M9クラス)の今後30年以内の発生確率は60%～70%と大規模地震発生への緊迫度が高い状況にある。

3 三重県のこれまでの地震対策

- 津波浸水予測調査の実施(H24.3)
- 三重県緊急地震対策行動計画の策定と推進(H23.10～H25.3)
- 命を守る緊急減災プロジェクトの推進(H24.4～H28.3)



4 三重県緊急地震対策行動計画の成果と課題

13の「行動」を掲げ、緊急的に取り組む対策を実施。津波浸水が予測される市町において、津波浸水予測調査を活用したハザードマップの作成や津波避難計画づくりが進むなどの成果があった。一方、県民意識調査により、震災後、時間の経過とともに、県民の皆さんの防災意識が薄れつつあることも確認された。

5 国の地震・津波対策の取組方向

- 災害対策法制の大幅な見直し → 災害対策基本法の改正
- 南海トラフ地震対策にかかる検討
→ 最大クラスの震度分布、津波高、人的・物的被害、経済被害、巨大地震対策の報告書
南海トラフ地震対策特別措置法

6 三重県の地震・津波対策の取組方向

南海トラフ沿いに位置する三重県では、これまで有史として、約100年から150年間隔で巨大地震が発生し、大きな被害を受けてきた。この周期によると、南海トラフ沿いでは、刻々と大規模地震発生への緊迫度が増している状況にある。

県が、直ちに取組まなければならない地震・津波対策の基本は、過去繰り返し三重県を襲ってきた巨大地震が次に発生した際、いかにして人的・物的被害を最小限に食い止めるかということである。理論上の最大クラスの地震への対策は、過去繰り返し三重県を襲ってきた巨大地震への対策に万全を期していく延長線上にあるものである。

新たな地震被害想定調査をはじめとする最新の知見も活用しつつ、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を進めていく。

第2章 計画策定の背景～地震被害想定～

第2章では、三重県の地震・津波対策の前提とする地震や津波についての考え方や特徴を述べるとともに、今回実施した地震被害想定調査の概要を示すこととする。

○対策上想定すべき地震

(過去最大クラスの南海トラフ地震)

本県の地震・津波対策の基本となる、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている南海トラフ地震。

(理論上最大クラスの南海トラフ地震)

防災・減災対策の中でも特に津波避難対策の基本となる、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こりうる最大クラスの南海トラフ地震。

(内陸直下型地震)

それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される活断層を震源とする地震。(今回、養老-桑名-四日市断層帯、布引山地東縁断層帯(東部)、頓宮断層について想定)

○地震被害想定調査結果の概要

【主なハザード予測結果】

	震度						津波浸水面積
	7	6強	6弱	5強	5弱	4	
過去最大	4市町	15市町	10市町	—	—	—	約23,382ha
理論上最大	22市町	7市町	—	—	—	—	約28,368ha
養老-桑名-四日市	8市町	3市町	5市町	8市町	1町	4市町	—
布引山地東縁	3市	11市町	11市町	—	3市町	1町	—
頓宮	—	1市	6市町	13市町	5市町	4市町	—

【主なリスク予測結果】

	最大死者数	全壊・焼失棟数	
		うち津波死者	
過去最大	約34,000人	約32,000人	約70,000棟
理論上最大	約53,000人	約42,000人	約248,000棟
養老-桑名-四日市	約6,000人	—	約120,000棟
布引山地東縁	約4,100人	—	約93,000棟
頓宮断層	約200人	—	約8,900棟



第3章 計画の基本的な考え方

第3章では、本計画の目的について、計画推進にあたっての三重県の決意として述べるとともに、「防災の日常化」のあるべき姿について説明する。また、自助・共助・公助の考え方にに基づき、取組の推進にあたって、それぞれの取組主体に期待される役割についても整理する。

1 目的

- これまでの地震対策は、いかに予防策を講じていかに主眼が置かれていた。本計画は、これに加え、発災直後の対応を的確に行い、人々の命を守ること、そして、災害の長期化を念頭に置き、人々の生活の回復を図ることまでを視野に入れ、そのための準備として、今、何をなすべきかを考えるものである。
- 本計画は、過去最大クラスの南海トラフ地震への対策を基本としつつ、人命を救うための避難対策等にかかる対策については、理論上最大クラスの地震がもたらす最悪のシナリオも念頭に置いた上で策定するものである。

本計画に掲げた地震・津波対策の着実な実施

本計画では、それぞれの取組(行動項目)の達成はもとより、それらの取組を通じて、**地震・津波対策が非日常的な特別な活動ではなく、日々の業務や生活と一体となった当たり前のものとなること、つまり「防災の日常化」**をめざすこととする。

2 「防災の日常化」のあるべき姿

- 東日本大震災を機に急速に高まった、県民一人ひとりの防災意識のさらなる向上が図られ、その意識の高まりが行動に結びついている
- 防災・減災に向けた取組が、特段に意識すべき特別な活動ではなく、通常の事業活動や行政運営のベースに位置づけられ、自主的・持続的な活動として定着している
- 「自助」「共助」「公助」の取組の結集により、「県民力」による総力を挙げて、災害に強い三重づくりが進み、子や孫の世代まで引き継がれている

3 それぞれの取組主体に期待される役割

県民や事業者の皆さん、防災関係機関、市町、県など、それぞれの主体が自らの役割を担い、力を結集し、連携・協力して「防災の日常化」に向けた取組を進める



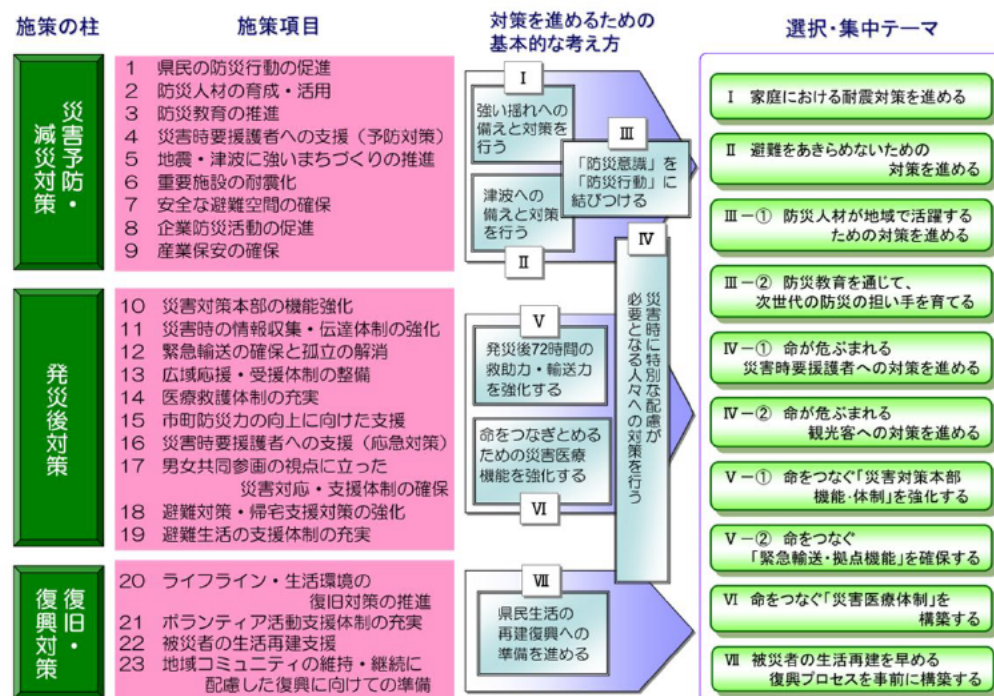
第4章 計画の基本事項

第4章では、まず、計画の位置づけについて述べるとともに、施策体系により、三重県の今後の防災・減災対策の全体像を示すこととする。

1 計画の位置づけ

- 津波避難や防災教育など「緊急地震対策行動計画」からの継続的な取組のほか、緊急輸送道路や海岸保全施設の整備など「みえ県民ビジョン」における「命を守る緊急減災プロジェクト」で進めている取組も含めた、総合的な地震・津波対策計画
- 三重県地域防災計画(地震・津波対策編)を推進するための行動計画

2 施策体系



3 計画期間

5年間(平成25年度～平成29年度)



第5章 行動計画

第5章では、計画期間内に具体的な対策を実行・展開していくための行動項目を「災害予防・減災対策」「発災後対策」「復旧・復興対策」の時間軸に沿って示すこととする。ここに掲げた行動項目が、本計画におけるすべての取組となる。

1 災害予防・減災対策

「県民の防災行動の促進」、「地震・津波に強いまちづくりの推進」など、平時からの備えに万全を期すことにより、災害からの予防効果、減災効果を発現させるため、事前に講ずべき対策を進める。
→107の行動項目を掲載(再掲を含む)

2 発災後対策

「災害対策本部の機能強化」、「災害時要援護者への支援(応急対策)」など、災害発生直後(概ね発災後72時間以内)の刻々と変化する状況に対して、的確かつ迅速な対応を行うため、事前に講ずべき対策を進める。
→116の行動項目を掲載(再掲を含む)

3 復旧・復興対策

「ライフライン・生活環境の復旧対策の推進」、「地域コミュニティの維持・継続に配慮した復興に向けての準備」など、災害から立ち直り、早期の回復を図ることにより、平穏な日常生活を取り戻し、活気のある地域を復活させるため、事前に講ずべき対策を進める。
→27の行動項目を掲載(再掲を含む)



第6章「県民の命を守り抜く」ための選択・集中テーマ

第6章では、「県民の命を守り抜く」という観点から、特に注力すべき取組課題を「選択・集中テーマ」として設定し、対策の必要性について述べるとともに、テーマ実現に特に寄与する行動項目を「重点行動項目」として示すこととする。

第3章の「施策体系」-「対策を進めるための基本的な考え方」において、「県民の皆さんの命を守り抜く」という観点から、7つの基本方針を示した。
この基本方針に沿って、本県が取り組むべき課題を、10の「選択・集中テーマ」として設定するとともに、テーマ実現に特に寄与すると考えられる行動項目を「重点行動項目」として選定。これらの対策を特に強力に進めていくこととする。

【選択・集中テーマ】

- 家庭における耐震対策を進める
- 避難をあきらめないための対策を進める
- 防災人材が地域で活躍するための対策を進める
- 防災教育を通じて、次世代の防災の担い手を育てる
- 命が危ぶまれる災害時要援護者への対策を進める
- 命が危ぶまれる観光客への対策を進める
- 命をつなぐ「災害対策本部機能・体制」を強化する
- 命をつなぐ「緊急輸送・拠点機能」を確保する
- 命をつなぐ「災害医療体制」を構築する
- 被災者の生活再建を早める復興プロセスを事前に構築する



第7章 減災効果

第7章では、第5章及び第6章で掲げた対策が着実に実施された場合、地震被害想定調査において推計した被害数量について、どのくらいの減災効果が見込まれるのかを示すこととする。

【主な減災効果】

○住宅の耐震化による死者・負傷者の減少

	耐震化率 83.7% (現状)	耐震化率 90.0%	耐震化率 100%
死者	約1,400人	約900人	約300人
負傷者	約17,300人	約11,600人	約5,200人

(過去最大クラスの南海トラフ地震)

○家具等の転倒・落下防止対策による死者・負傷者の減少

	家具固定等 対策実施率 44.8% (現状)	家具固定等 対策実施率 80.0%	家具固定等 対策実施率 100%
死者	約70人	約40人	約30人
負傷者	約1,700人	約1,200人	約1,000人

(過去最大クラスの南海トラフ地震)

○避難の迅速化による津波死者の減少

	早期避難 率20.0% (現状)	早期避難 率70.0% +呼びかけ	早期 避難率 100%
死者	約42,000人	約19,000人	約13,000人
うち 逃げ 遅れ	約37,000人	約13,000人	約7,200人

(理論上最大クラスの南海トラフ地震)

○津波避難場所の確保による津波死者の減少

	早期避難率 100%	すべての地域 において500m 以内に津波避 難施設を確保	すべての地域 において250m 以内に津波避 難施設を確保
死者	約7,200人	約7,100人	約5,300人

(理論上最大クラスの南海トラフ地震)

○自力脱出困難者を減らすことによる津波死者の減少

	耐震化率 83.7% (現状)	耐震化率 90.0%	耐震化率 100%
死者	約5,400人	約4,400人	約3,000人

(理論上最大クラスの南海トラフ地震)